

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>第1条～第7条 略</p> <p>（補助金の概算払）</p> <p>第8条 補助金は、教育長が必要があると認めたときは、概算払をすることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第3号様式による請求書を教育長に提出しなければならない。</p> <p>（実績報告）</p> <p>第9条 規則第11条第1項の規定による実績報告の様式は、別記第4号様式によるものとし、事業完了後1ヶ月以内又は3月31日までのいずれか早い日まで、なお、これにより難しい場合は、翌年度4月10日までに、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>（1）事業実績書</p> <p>（2）収支精算書</p> <p>2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第5号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。</p>	<p>第1条～第7条 略</p> <p>< 新 設 ></p> <p>（実績報告）</p> <p>第8条 規則第11条第1項の規定による実績報告の様式は、別記第3号様式によるものとし、事業完了後1ヶ月以内又は3月31日までのいずれか早い日まで、なお、これにより難しい場合は、翌年度4月10日までに、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。</p> <p>（1）事業実績書</p> <p>（2）収支精算書</p> <p>2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第4号様式により教育長に報告するとともに、当該金額を教育長に返還しなければならない。</p>

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>(遂行状況の報告)</p> <p>第10条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し及び返還)</p> <p>第11条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。</p> <p>(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。</p> <p>(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p>	<p>(遂行状況の報告)</p> <p>第9条 教育長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の遂行の状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。</p> <p>(補助金の交付の決定の取消し及び返還)</p> <p>第10条 教育長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、及び補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。</p> <p>(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき。</p> <p>(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。</p> <p>(情報の開示)</p> <p>第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。</p>

高知県私立幼稚園等子育て支援推進事業費補助金交付要綱新旧対照表（抜粋）

新	旧
<p>(その他)</p> <p>第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 9 条第 3 項、第 11 条及び第 12 条の規定は同日以降もその効力を有する。</p> <p>(附 則) 略</p> <p><u>(附 則)</u> <u>この要綱は、令和8年1月5日から施行する。</u></p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>子育て支援事業 略</p> <p>別表第2 略</p>	<p>(その他)</p> <p>第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>(附 則)</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条、第 8 条第 3 項、第 10 条及び第 11 条の規定は同日以降もその効力を有する。</p> <p>(附 則) 略</p> <p><u>< 新 設 ></u></p> <p>別表第1(第4条関係)</p> <p>子育て支援事業 略</p> <p>別表第2 略</p>